

障発0306第5号
令和2年3月6日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生(支)局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「指定施設における業務の範囲等について」の一部改正について

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設における同法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等については、平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「指定施設における業務の範囲等について」により取り扱っているところであるが、今般、本通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、御了知願いたい。